平成２４年（フ）第５１９号
栃木県宇都宮市陽東２丁目８番24号
債務者　薮井勢ゐ子
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１８０９号
横浜市青葉区新石川３丁目10番地１　オアシスたまプラーザ306
債務者　石田　未央
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４６７号
岡山市東区益野町225番地３
債務者　喜友名朝吉
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４６号
長野県南佐久郡佐久穂町大字大日向1275番地１
債務者　浅川　新一
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第３７号
熊本県上天草市龍ヶ岳町大道4503番地
債務者　村田　光香
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月22日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第２０４号
釧路市興津３丁目７番２号
債務者　松田　政則
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第４６６号
栃木県宇都宮市駒生町1332番地　県営駒生住宅４号棟42号室、前住所栃木県宇都宮市下荒針町3476番地64
債務者　矢野　　昇
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４６７号
栃木県宇都宮市駒生町1332番地　県営駒生住宅４号棟42号室、前住所栃木県宇都宮市下荒針町3476番地64
債務者　矢野　啓子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２９号
熊本県人吉市西間下町375番地２
債務者　山口　弘昭
1　決定年月日時　平成24年９月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後２時15分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２４年（フ）第９４０号
東京都小金井市前原町３丁目23番22―230号　ビッグワールド21寮
債務者　佐藤　喜寛
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１８３号
沖縄県沖縄市山内１丁目５番２号　サニーアイランド301号
債務者　池田れい子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第３８６号
静岡県磐田市中泉226番地４　オオスズビル202、前住所埼玉県さいたま市南区太田窪２丁目６番12号　パークポイント浦和102
債務者　水島　順子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５１９号
静岡市清水区本町３番５号
債務者　平川　節子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

債権者集会等続行期日

平成２０年（フ）第４２号
香川県東かがわ市三本松150番地の２
破産者　株式会社東専クレジット
主文　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成24年12月13日午後２時と定める。
平成24年９月19日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続終結

平成２３年（フ）第２７４号
沖縄県那覇市字上間205番地の１
破産者　新松建設株式会社
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第７０号
釧路市興津２丁目５番13号
破産者　有限会社野崎重機工業
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所